

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和3年 6月21日

大分県知事
広瀬 勝貞

殿



提出者

住所 中津市大字下池永173番地
氏名 中津市立中津市民病院
中津市病院・診療所事業管理者 是永 大輔
電話番号 0979-22-2480

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中津市立中津市民病院
事業場の所在地	中津市大字芋池永173番地
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	250床
③ 従業員数	500名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集 → 運搬 → 最終処分(熔融) 収集 → 運搬 → 最終処分(焼却) ※上記工程は全て委託している

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

中津市立中津市民病院・医療廃棄物等管理規定による。

管理責任者 (院長)



管理担当者 (中津市民病院総務課施設用度係主幹(総括))



取扱責任者 (排出する職場の長)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和 2年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排 出 量	134.705 t	t
	(これまでに実施した取組) 中津市立中津市民病院・医療廃棄物等管理規定に基づく廃棄物分類表によって医療廃棄物の感染性と非感染性の適切な分類により排出抑制を行った。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排 出 量	134.705 t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記の取組を継続して実施するとともに、病院機能評価取得後の取組の中でも全職員が適正分別による排出を常に徹底するよう指導する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項の①現状と同じ
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項の②計画と同じ

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) なし。	
② 計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) なし。	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
	全処理委託量	134.705 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	134.705 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) 医療廃棄物の安全かつ完全な処理及びリサイクルの推進の為、ほとんどの特別管理産業廃棄物は熔融処理を行う業者に年間委託し、専用容器を各部署に配置し、1週間に1回容器を回収・交換を行っている。	

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	134.705 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	134.705 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組) 令和2年度より、電子マニフェストを導入。		
※事務処理欄			

